農産物検査法三段表(平成三十年四月一日施行後)

(目的) 第一条 この法律は、農産物検査の品質の改善ともに、その過正かつ確実な実をは、品位等検査を明し、あわせて農産がの、実に係る登録では対する。 第二条 この法律において「農産物が、農産がを原料又は材料としてから、とを目的とする。 で定めるところにより、で定めるとことに関が、農産物検査が、大麦の他政ではだかとする。 で定めるところにより、あわせて農産物検査が、関連ではが、第一項第一号に掲げる取引とにあるを現格により、第十一条をいう。 「場所では、最産物を原料ではだが、あわせて農産が、またもので政治をが、またとに、あわせて農産が、大麦の他政ではだが、あわせて農産が、大麦のでは対料として製造産が、第十一条を開び、第十一条を開び、第十一条のは、米ででは、米ででは、米ででは、大きなとに、大きないの。	(昭和二十六年法律第百四十四号)農産物検査法
(米麦以外の農産物 (米麦以外の農産物) (米麦以外の農産物) (米第二条第二項の政令で定める農産物 でん粉とする。 でん粉とする。 でん粉とする。	(平成七年政令第三百五十七号)農産物検査法施行令農産物検査法期係手数料令農産物検査法関係手数料令
第一条 (品に) () () () () () () () () ()	(昭和二十六年農林省令第三十二号)農産物検査法施行規則
	その他

精 米	玄 米	もみ	種農産物の
国内産精米にあつては、当 国内産精米及びもち精米 のものの別の水稲うるち精米 の別 が国産精米とあっては、う が国産精米にあっては、う が国産精米にあっては、う が日産精米にあっては、う が日本精米のもち精米、 がはもち精米、 がはいるもち精米の がはいると、 がないると、 はないると、 がないると、 はなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	年産のもの及び当年産以外のものの別の水稲もち玄米、水稲もち玄米、陸稲もち玄米、陸稲もち玄米、陸稲もち玄米、陸稲もち玄米及び飼料用玄米及び飼料用玄米及び飼料用玄米及びもち玄米及びもち玄米及びもち玄米の別のかき短粒種、中粒種の別でき短粒種の別できなができながあっては、当国内産玄米にあつては、当国内産玄米にあつては、当	当年産のもの(生産されたの翌年の別の本語の別の水稲うるちもみ、を稲もちもみ、種子水稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、陸稲もちもみ、種子陸稲もちもみ、種子陸稲もちもみ、種子陸稲もちもみ、種子陸稲もちもみ、種子陸稲もちもみ、種子陸稲もちもみ、種子陸稲もちもの(生産された	事項

	小 豆	大 豆	はだか麦	大 麦	小 麦	
生産年度別の普通いんげん	豆及びその他の小豆の別で種子小豆の別のき大納言小豆、普通小のき大納言小豆、普通小豆及生産年度別の一般小豆及生産年度別の一般小豆及び	生産年度別の普通大豆、特定加工用大豆の原形をとどにおいて大豆の原形をとどにおいて大豆の原形をとどたれるで種子大豆のそれぞれにつき大生産年度別の普通大豆、小粒大豆、中粒大豆、特定加工用大豆の原形をとどた豆のそれぞれにつき、中粒大豆、中粒大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、特別の普通大豆、	及び種子はだか麦の別生産年度別の普通はだか麦	料大麦の別となっては、食料国産大麦にあつては、食外国産大麦にあつては、食外国産大麦にあつては、食が通大粒大麦、ビール大麦、ビール大麦の別の普通小粒大麦、国内産大麦にあつては、生国内産大麦にあつては、生	糧小麦及び飼料小麦の別外国産小麦にあつては、食外医産小麦にあつては、食産年度別の普通小麦、強力産年度別の普通小麦、強力国内産小麦にあつては、生	長粒種の別であっては、それぞれににあっては、それぞれに

第三条 品位等検査に係る量目についての第二条 品位等検査に係る量目の検査)型について行う。 (品位等検査に係る銘柄についての対してのがある)

で ん 粉	そば	生かんしょ	い ん げ ん
かんしよでん粉及びばれい しよでん粉の別 がんしよさらしでん粉にあつて ががんしよでん粉にあって がががばれいしよ生でん粉でん粉にはれいしよっでん粉にあって ががばれいしよ精製でん がでん粉にあって がでんがばれいしよる がでんがながながながながながががががががががががががががががががががががががが	別のたんそば及び種子そばの生産年度別の普通そば、だ	別でかんしよ粗砕切干の生産年度別のかんしよ平切	及び種子いんげんの別の他のいんげんの別の他のいんげんの別のを時、とらの他の金時、とらいった。本語をは、大正金時、一年をは、大正金時、一年をは、大正金時、一年をは、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年で

4 この法律において「成分検査」とは4 この法律において「成分検査」とは 号一省のは に項令区

> う 検 。 査 は、 位 等 検 正 査 味 重 に 係 量 及 る 荷 び 造 皆 ŋ 掛 重量に 及 び 包装 つき 0

う、 されつ**条** `括に四査 装料いに、て品 つ緊の位い括検等 ては種でなる。 類び荷係 及緊造る荷 資材につなりについては、 きつは包 行き緊装

粒異検五 歩種查条品 合穀は、粒、 位 品等 粒 、熟含査係 容粒有にる 積の率係品重混、る位 等入異品の に率物位検 0 に査

定に、 めお各法 る標準に、 抽出又 出のは

2 行基準又子定条法及は
る準にはもめ第一び、 行基準又子定条伝及は、ここで う準にはもめ第(び、品よ、て 条品。 。に定種みる一平鑑農位る農行 位等 適め子、基項成定林等も林う品等 へ、一種準の十方水検の水。

とを証する書類によりな定域に係る検査のうち、当該基本を正する標準計測方法を開発をでいる標準計測方法をでいる検査ができませる。とを正する検査ができませんでは、当該基本をできません。

方方抽 り該基麦種が一苗法査 法法出

成〇 十標三準 二年三月二十二年抽出方法(平

第

合条成

お成検

対る抽点の検

出は査

方抽法

法出

は、農は

林う。

水産こ

大の

 \mathcal{O}

分

方

場八

に

口第

ス条成

び成検

で分を

粉査には

きた

行ん

うぱく

ğ、

T

3

0

分

七一

及

5 -

5 産は、 大、ことの いて品位等検査を受けること、米穀の生産者に係る品位等検査) 【の登録を受けた法人をいう。【十七条第二項の規定により農法律において「登録検査機関」 がた 林

で米

水と

とし下四 こができる。 1条 米穀の輸入を業として行う者(以1条 米穀の輸入を業として行う者(以(米穀の輸入者に係る品位等検査)

第

(米穀 0 売買 取 引業者等に係る品 位 等 検

第五条 米穀の売買取引業者等に係る品位等検査を受けることができる。 といて品位等検査を受けていないものについて品位等検査を受けていないものにつたものについて、次の各号に掲げる日以後において、出版る。)を受けることができる。 に限る。)を受けることができる。 に限る。)を受けることができる。 に限る。)を受けることができる。 に限る。)を受けることができる。 に限る。)を受けることができる。 に限る。)から起算していての検査を受けることができる。 とができる。 から起算して農林水産省令で定める期間を経過した日 で定める期間を経過した日 を から地域 との生産された の他の米穀 その生産された の 大穀の売買取引業者等に係る品位等検査により、 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことがで定める期間を経過した日 で定める期間を経過した日 で定める期間を経過した日 でまりる 対 の と ができる。 ことができる。 ことができる

2 る 。 が 計成 測分 方検 法查 には、 より農 行林 ごう。産 大臣 が 定 め る 標

定

める標準

抽

出

方法

によるも

0

لح

す

法 項第 に五 一条第二 準項 年用する場所工号 (する場合を含む。) (二号 (法第三十四 条

2

第

榖

0

売買取引業者等に係る品

位

· 等

検

。四九查

条**条**

とする。
の農林水産省令で定条第三項において準田条・法第五条第二項節

定用第

ためる期間は、 用する場合を含な 男一号(法第三-

一む十

三十二号)

日とする。の農林水産が 省令で定める日は、 十一月一

第 °つ六 ·**久** い**条**麦 て いて品位等検査を受けることが、麦の輸入業者は、その輸入し《の輸入者に係る品位等検査) ての品表生 位等検査を (査を受けることができる)者は、その生産した麦に!係る品位等検査)

るに**七**(るに**条** の 甪 でた き麦

第 て八 **準条**準 用 用 甪 アする。 第五条第 項 0 規 定 は、 麦 E 0 11

`九 位所 等有輸条米 等検査を受けることができる。 有し、又は占有する農産物について輸入業者又は売買取引業者等は、そ条 米穀又は麦以外の農産物の生産米麦以外の農産物の生産 てそ産査 品の者

゜に について成分検査を受けることができる、その所有し、又は占有する当該農産物生産者、輸入業者又は売買取引業者等は1十条 農産物のうち政令で定めるものの(成分検査) `生十

第十一条 農林水産大臣は、農産物の種類第十一条 農林水産大臣は、農産物の種類のでは、
という。)を定める。

定お格び類

2

林

三き定十は、日

日前までにこれな その施行期日な 変更し、又は麻 水産大臣は、典

れを公示しなければな日を定め、その期日のは廃止しようとすると、農産物検査規格を設

日

る物はの **二**(放 米**条**成**産**

物 は 農

第二百四十四号) 八日農林水産省告示平成十三年二月二十

3 す有き定 まといら がある。 では、、林期の では、、本期の を表でのあるに、 を表でのあるに、 を表でのあるに、 を表でのあるに、 を表でいる。 をしよ検がかが他 聴学う査でら必や く識と規き施要む を を を を の 験るを の り る り あ 得

第十二条 品位等終 又はその代理人は (受検者の立会) なをて産そ票こ行十(ら記「物のせろつ三検 ~では、査い できる。は、音を受ける 品位等検査の で受けようと、 実す 施る ば項い農果はとを とをと設 日るな

な載受検他んにた条査 証いし項月の農査 しれ六又検装で産 なら条は査若定物

三 二 一て、よ等で も第検るつい含三よ等十(様検に及 様 す当る検包輸の二査検たてむ十る検条検 前式査係び普式期る該検査装入と号を査米「。四検査 査 二第証さ符通第間も各種にさにすに行証数期。条種に輸証 るよう第に、検を 。る次十い物 検の三も以 証物期は検検お法十農 る 農検う第に 明に間別査査い第三産 産査と一つそ査行 査各条の外 書あ経記し て五条物 物証す項いの証つ 証号第にの 以明るのて水明た 外書も規品分書米 明の一つ農 書区項い産 を分に規ので をに規ので の定位の に等含 て記以号)条場(規のす様外にをに合法定品 農 付応定品あ しじに位つ 産 別よ検有 別

記る査率

る式のよ行おを第に位

一印証等る包以七該証係及柄ほんはす当る検て よの定 を印級と装下条数明るびをかに当い該検査包輸別押又証こ又同第値を法容、、、該箇各査に装入記 るにに前穀 式査係び そ小をを るよ六大か者員あに位分あ査産物表分のて産証職る号臣つを(つよ等のつ機物の面に規の物明造種にが、い法てる検含て関の包の応定品で書 か規つ項示す 別よ検有示干大るる マ豆ももは、のの 用子よ定当う第は検査有は名票装見じに位あ 証用るめ該。十当査に率銘のせ又や、よ等つ わ定たの 別 記る査率 る らにも規 様検に及 記

域る生の位十定 てた包 な前 に農産請等四等生 使後装第ら項何 用している。一人も、世界のは、一人の表示は、「人も、世界」という。 含産者求検条 む物のに査 者 登の住よで第 に 録生所りあ三 係 はれの規 と農 検産地行つ条 なば表定ら、示に 紛産 る 査地又うて、第 品 ら物 な再をよ 位 わの 関農検の農六 等 いび除る し包 °農去表 以産査に産条 検 い装 産し示物、の 外物をつ物及 査 表又 の検受いのび 示は を 登査けて生第 行 の又付 を票 録をよは産九 包はし 付せ う 検行う、者条 査うと当かの 者 装抹て しん てに、 と消あ \mathcal{O} 機区す該ら品 特 ししる は

> し記三と号員刷しを査に包輸別 きげ 様検に及 項 て様条しにのしたそ証係装入記前式査係び普第期るる次は書第、と認た当の明みなに様二第記る容通一関。絵の 検の 查各 証号 明の 書区 を分 交に るよ分をつ票装見第一に外よ産検と一つそ査行 検る検交、セスや十項つのる物査す項いの証つ 付応 ľ L 査検査付別んはす五のい農検以証るのて水明た て す当 証査にし記に当い号規て産査外明も規品分書米 7ること 明証係て様農該箇に定の物証の書の定位の

に等含

第

がに

別よ検有

記る査率

で掲ず

- 10 -

付別十の六査印刷示検査で

書明るす式産表所よに成で明農

をは法る第物示にるよ分あ書産

第も十検を印表る検つ

第十五条 農産物検査を受けた品位等検査、第三号に該当するに至ったは同号の品位等検査、第三号に該当するに基づき、ただし、第三号に該当するに基づき、まが大品位等検査、第二号に該当するに基づき、表示又は同号の品位等検査、第二十三条第一項の品位等検査を表第一項の品位等検査を表第一項の品で等に該当する場合を表別である。

「はいての検査を表別では、第三十三条第一項の規定を表別では、まに、第二十三を表別では、このを表別では、このを表別では、このを表別である。 第十三条第 場合を含む の場合を含む れれ定 め定の査のな目を当場時当け 0 ー し 可 。 条 らに限証規い及受す合以すた 区 項の規語 一分に 若又よ れより明定もびけるに後る農 しはり `るで書にの品る場あ 又表なのよと位前合つ農合物は示い記るみにににて産には不が。載命なつ受あは物は、 変 くそ交 定品項 更 はの付 に位に 不記さ

2 登録検査機関は、第五条第一項(第八条を行うことができない。 ということができない。 ということができない。 ということができない。 ということができない。 ということができない。 ということができない。 ということができない。

令**十**(で**一**銘 等に産い 場 `い合 定条柄 \Diamond \mathcal{O} る法検 を登生品 五も当十米三 条第一で表別のように、一条のように、一条のように、一般を表別である。 行録産位小 場第査 う検地等豆 合十の 場査を検 は四特 合機農査い 項なめ一米第 `条例 のさ品項を四 次第 品れ位第除条 に 掲項 げの る農

第

関産をん が物受げ 位を等三の品位等を検の合い。 法検けん 第査よ及 九をうび 条行と そうすば 査にを掲で等 場林 をつ受げあ検 合水 と産 品区るに 行いけるつ査 す省 位域農つ うてて場てを

れ売すり受掲た ば渡る渡けげ麦第明よ なし売してるで三書るらの買い場あ十が表 な委取 又なに、第二人でない。 前業そので、第二人では、 ではいいでは、 にはいいでは、 ではいいでは、 ではいでは、 ではいいでは、 に有いた。 日等売とする。 日等売みなた。 日等では、 日等では、 日等では、 日等では、 日本のでは、 を売託た産は検 項 受渡しも物第査 0 検

查

証

こせにの明な十 -な農にと**十** 三 ら林従す七登 よ農ら手六不 農及農な水いる条録産び産い産、者 検 が又る産か段条正 では表物とに一受き検示になよ農検 。 大次は登査 臣に、 録機 物包物 る査をつつり林に の装の 証除きた農水対明去、と産産す 成並種 に掲農検関 分び類 登げ林査の 録る水機登 の検産関録 書さ第き物大る にに及 のせ十は検臣処返、三、査は置 つ品び い位銘 申査省の 還若条そを 請の令登 を区で録 てに柄 をし第の受受 のつ し分定をなる 検い量 求く一職け検 て目 めは項員た者 さ抹のに事がせ消規、実不 0 けよるけ

れり、続う

検荷

香 造

第 て抹十(す消二消

るさ定そが正

けえ事のびるび、登は十れ、業日均東代学程、一 事 業日損事住定録 の種 n 一農農別類農務名ばこ計の益業所款免次条録 内年産産を

(産所称なれ画属計年を 許に 産間物物含国物の並らを及す算度記登税掲法査 のに検検む内検所びな農びる書の載記のげ第機 米行査査 °産査在にい林収事又前し事領る十関 農を地主 °水支業は事た項収事七の 穀おをの たる 産予年収業書証証項条登 う行登 又 産行 とお録 大算度支年面明書を第録 は 物お 麦すうの 又うはと 事 臣に及計度 `書を記一 にると区 に関び算の申 `は載項 務 あ農す分 外す 所 提す翌書貸請役りしの つ産る 国る 及 出る事並借の員付た登 産農 び し書業び対日のけ申録 て物区 はの域 農産 従 て類年に照の氏 種 産物 た しを度申表属名か書申 な添の請及す及つに請 物の

包類

るは条印 ŧ の別法 と記第 す様十 る式六 第条 + 0七規 号定 のに 消よ 印る を表 押示 しの

十和〇 五四登 号 二 年 年 年 年 1 法税 律法 第 兰昭

2 農林水産大臣は、前項の規定による登るのにより、その登録をしなければならに限る。)は、農林水産省令で定めると第二号に掲げる要件に適合している場合に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

2 3 。第す第十 物こ録 農検とさ農 十る三四 前産査をれ林 八場項条 項物員示た水 号合及 の検証す者産 にをび法 農査を別に大 よ含第第 るむ十十 。九七 登 録一条条 査そる第農前 台の第第 員のも十産項 帳登三 証業の九物の に録項項 を務と号検規携をすに査定 記はに(帳、お法 行る。るでは し別い第 て記て十 行様準八 農あり 必き 産る登 う式用条

もをた請に報一平る「入」およい の納納をお処項成情な印といるて前該 農名 査数同い装 そと と付付すい理の十報ら紙あて申準項当法のし農産及農の量じもさ すす情るて組規四通な」る、請用のす第所て産物び産検又。のれ す、当法し同百のしら数登準十法有三 る現該第て項五利、な料録用七第無項 器行うに行数に品十の 具う農当う 行位九及 金申十法に十用行いに免す条十を請七第規一に政。相許る第八を表記を出て、当知の一名 そ場産該農 お等条び 뭉 の合物農産 ともに条十定号関手」当税。一条 読っよ第八す)す続とすのこ項第 \mathcal{O} 他にの産物 の用種物検 みてり一条る第る等ある領のの三 替手得項第電三法にる額収場規項 ず 設い類検査 る検にれ (備及び 查員 成査おて n え数らの三子条律おのの証合定に 分見いい 員の か る料れ申項情第一けは収書ににお が氏 検込てな

る実水な 数施産知農 以し省識産上、令及物 でそでび検 あの定技査 る数め能を こがる がる を 確 林のすに 水がる者の 令物しめ で検てに 定查農必 めを林要

た農のじて十十(も林各 °準八五農 る合が 。にあ農を い要。に _ を 応じ はる林修農有農の水号ご用条条産 `場水了林す産と産ののす第 前合産し水る物す大い農る三法検項を大た産者検る臣ず林場項第査のの臣者大 査 がれ水合及十員 てこ れ 名他は、 を 臣 に 提 簿必 が を要農 指 年 示 更が産 定 以 L 新あ物 す 上 名す定次条項 な する検 る 従 簿るめ項第第 け 研 事 に者るに三 れ と者お項号 も認員 ば 修 登 載しは、ておまれて、 た な のめの 0 載し、 さて、てねい れ、次同い第

5

な

課

程

経

とる求

す場め

トへホニハロイじるたじ °でもさのう °も数 ` * 表のれ種場国 い麦い米きこ端げに次査包におる W 米穀いの数る掲号見装あう品 百 数項は数げに込さつと位 二 に、でるお数れてす等 六千 六千 万 お切除区い量ではる検 いりし分て、い、農査て上てに同トな包産を 千五 五 百 同げ得応じンい装物行

- 14 -

3

に令

に応じ、法第十

当る七

該数条

各は第

掲の第

げ各一

る号号の

お掲農

りげ林

とる水

す区産

る分省

号 に次項

3			
`	兀	三	<u> </u>
登次	る保	で行	の他
録の	こす農る	あう農	での農
	とる産る		あ設林
查号	。 た物、		る備水
機の	め検。	と要検	こを産
関い	必査	。な査	と用省
のず	要の	経の	°い令
登れ	な業	理業	てで
録か	体務	的務	農定
をに	制の	基を	産め
受該	が公	礎適	物る
け当	整正	を確	検機
るす	備な	有か	査械
こる	さ実	すつ	を器
と法	れ施	る円	行具
が人	てを	法滑	うそ
では	い確	人に	もの

一当の令て十十備 該各で準八六 そ分成下第外下第国各号定用条条 のご分欄二国欄一内号にめる写 他と検にの産に掲る8世 産 物 検 ででである。 ででである。 でである。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 査に係 の表機掲に機掲にと産具含第条 る 下第械げ係械げ係お物そむ十第 機 欄三器るる器るるり検の。九二 械 にの具区品具区品と査他)条項 器 掲上そ分位そ分位すのの農三号 げ欄のご等のご等る区設農三号 るに他と検他と検。分備林項号 機携のに変した査 買その 会職株では、 一号 では、 では、 では、 と、 にはおり、 にはおり、 にはおり、 にはおり、 にはなり、 にはなりなり、 にはなり、 にはなりなり、 にはなり、 にはなりなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にもなり、 にもなりなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもな 他 \mathcal{O}

に次省い第

設

の表

設同

器る備表別備表別

の表

械げ設同

ハロイあ大にれのう 除う つき掲次種場外 てす分米麦米ていげに類合国でそ 数し分査にに万がてに見行係 込う以 件場外 数合の 二得応込おる を、 農 一産 五年物

合最区れ産を

にも分ぞ物行

百間 五に二

でお

十行万

- 15 -

5 道項 五四 三 消規 かそに百のこ 及るはをびる、こ 及 府第品 域 産 帳登うか行以規 し、第 県五位 水条項農び登 の号等 産に第産主録当 区の検 域農香 を産に 定同規を務関に託の 単物係 げいしたしの一年を一しるの定法要そ 位検る が が所のび るな者に取項を取項なこ執に律食の 事法いで係消か経りかいと行よ(糧業 項人もそるしら過消らものをり平の務 と査録 農産 農の名登 産所称録 うるうり 物 物在 `番 氏を物地代の場り 名い検 表相合業 検地代号 を のの法の第しさ第のな終罰成需を 検 が取人日三なれ三業消の前項い、項 の区請 表相合業 査 表 登 くわ金六給行 査 う。員 で域に そ 者手に務 を を 者 録 なり以年及う 行う 行う なは、る \mathcal{O} の方あの 0 台 務し業三ま法そま つ、上法び役 他第二第 氏でつ委 氏 をの務十で人ので た又の律価員 農 れ都前 名あて託 区 名 行目を目の 取の 日は刑第格が

う及令て十十 農びで準八七登 産当定用条条録 物該めす第 台 の農るる三法帳 種産事場項第の 類物項合及十記 と検はをび七載 `含第条事 す査 産検の第第 物查農三七 検員林項号 査の水にん を住産お法 行所省い第

3 2 なは登ら、毎 °農るよ全 納費 つ新下十 にき号 をと けた ば 第 てをら**八**登 、受な**条**録 れと農 5 録農 付を前 一前 項条 ばき林 な遅検林 し勘項 なければなの更新を受 そけい なは水産 い滞査水 の第 \mathcal{O} その効力を失う。けなければ、その期間が政令で定める期間が登録検査機関の登録の更新) 更一 5 な機産 産 く関定大の臣 な遅大 新項 い滞臣 にか はならない。

図令で定める額の
を受けようとする になく、前には、前に そ登は つら の録 い第 旨が第 て六 を効何 準項 そ二 十用する。 の項 公示しなければ刀を失つたとき頃の規定により 間ご録 旨の 向とは、経にいる の る を届 規 手者 公出 過そ三 数は、 定 示が らので廃業 産し るを は 料 にの年 しあ な旨定止務 大た第 事し を実 よ更を なつ いをめしの 臣と六 項た 第 ຸ " 農 (農 期三 て条

間条登産 五第查查 年十機法 と八関施 す条の行 る第登令

一録 項の の有 政効 令期 で間 定 め

る

[〜]条登産 第同 万一条第 録物 百項第十農檢檢 円各三八產查 と号項条物機法 すにに第検関関 る掲お二査の**係** げい項法登手 るての(録数検準政以更料 に第ると つ十額い い七はう

> -いをき八十 。農は項八業 0 日 、の条務 休開休 廃名 林 本水産大臣に提出 次に掲げる事項 水に掲げる事項 ・ 登録検査機関 止始止 止称 又期の の及 は日届 届び 廃及出 出主 止びの のた を期場 場る す間合 合事 出項出関出 した記しない。 は務、所 る は、 理 由 予 廃の け載よ法 れしう第ばたと十 定す 止所 の在 Ź な届す七 予地 ら出る条 休 定

期

止

な書と第

- 17 -

3 2 第	3	2 第
報水で物 職 産な行二人	°は	ば林 ` け変項十へ
告産定検登務農物理う十農	、第	な水農前な更第九変
し省め査録を産検由べ条産	第十	ら産林項けし三条更
な令るを検行物査がき物	一七	な大水のれよ号 登
けでと実査わ検をあこ登検	項条	い臣産変ばうか登録
れ定こ施機な査行ると録査	の第	°に省更なとら録)
ばめろし関け員わ場を検の	変二	変令登らす第検
なるにたはれはな合求査義	更項	更で録なる五査
ら事よと `ば `けをめ機務	登か	登定をいと号機
な項りき農な公れ除ら関等	_ 録ら	録め受 °きま関
いを、は産ら正ばきれは	に第	のるけ はでは
°農遅、物なかな、た、	つ六	申手よ、に、
林滞農検いつら遅と農	い項	請続う変掲第
水な林査。誠な滞き産	てま	をにと 更げ十
産く水員 実いなは物	進で	し従す一登る七
大、産がに、く、検	単の	- / - / === -
臣農省農 そ 、正査	す規	け、者を項第
に林令産 の 農当を	る定	れ農は 受を四

第 `き三**ニ** - な付税書申**十**(けけのに請**九**変 成 へ し次は項**十**報 、に、の**条**告 そと 農名 見一ご すま けのし農産及農込年と一るで法れ 額登は条更 農掲農規 林げ林定登 水で水により 産事産場検 械を行うに行 器行うに行 大項大る査臣を臣報機 を査う 項四 。水金領る条 が記の告関 具う農当う すのと の項 産額収事第 うちこ 定載定をは そ場産該農 る検す 大の証項ニ の合物農産 成査る 臣収書を項 変号 分見農 検込産 に入又記の提印は載変 他にの産物 更か の用種物検 日告式と二 查数物 しら 出紙登し更 第五 ま書にす十 しを録た登 の量の でを従る条に作いと第 検又種 ては免申録 査は類 と号 しり許請の 大る農規〇 臣様林則農

の式水の産定及産規物

日水定づ施を産めき行

十和〇

-五号) ||四十二年法決 ||登録免許税:

律法

第二日

2 **第二十二条** 関が第十七条 合しなくなへ をとつ出 とけす他実の二 命き確に農 mずることがでは、その業務に係る業務規程 に係る業務規程 も、同様とする。
来務規程を定め、農林水産 養務規程を定め、農林水産 大法、検査手数料に関する が開始前に、農産物検査 大法、検査手数料に関する をはればならない。これを をはればならない。これを をはればならない。 は条様水 で務不程は 認項産 き規適が 配めるととなり る程となる。変形を変形を表現である。 きい 更つ検規 はず登 すた査定 を産項る査農 べとのに 変大を事の産 れ録 きことの過ごと そか検 更臣内項業物 のに査 しに容そ務検

登滴機

十業 一 務 程

りと 産 で条規 定 正める事 二 項十 は、次に一条第 に一 掲項の る農 と林 お水

る 物 検 査 0 業 務 \mathcal{O} 実 施 方法 関

た届とのの査

る 物 検 査 に 係 係 る る 手 手 数 数 料 料 \mathcal{O} 0 収 額 に 納 関 \mathcal{O} 方 す

五. す 法 査 農を農る農に農事農事農す合で産事産関産項産の実施の関係で 物う物項物す物 検る検 検場検 査所査のにを 查事查 を項に 受関行 行 5 付すう のる区 時 条事域 間 件項及 及 に び び 関 農 休 す 産 日 る 物 に 関 検

項

検

査

 \mathcal{O}

受

検

 \mathcal{O}

た

8

0

準

備

関 す 項農す機農る農 産る械産事産 物事器物項物 検項具検査 そ査 の員 他の の配 設置 備に の関 保す 守る 点事 検項 に

一事

簿

 \mathcal{O}

備

付

け

に

関

す

る事

項

0

請

求

書

0)

保

存に

関

す

る

に及 な | | 十五号) | 水産省告示第四百 | 定める件(平成十 百農十 四林三

をを

林

水

産

大臣

に

提

出

L

なけ

れ

ば

又柄産産 は、物物

成量検検

分目查查

つ荷行行

い造つつ

てりたた の及農農

検で変数を変数を変数を表する。

結並種数

果び類量

は

に

3 こ定登各 り該関二(とめ録号農消当が十号 検開年が合 命法又機当よ物め関ニ ずす録 三査に 、ること な検査機 査始をなの農処命 受登 ずのは関でる検るが十改 が必関 で要に で要査農めくははの林 きな対 さ措し、 はたとれた はたとれた はたとれた はたとれら た以農を 関ニ と上産を と上産 よりの 業は当登なき第大 第り を 置仏機では二機に入 をそ査は証条査違臣 とのを、明第機反は これら 一第 き継物受が項 項十 な規 のの は続検け、に 定でに る他行当書一関し べの 規法 の七 きこと 変条 止内き機 のは登 べのう該の項がて登 し査た正規 定律 更登二 き業べ登記の行い録 そての日当定 にに 農よ をのは関 登第録 の農業かなす 命期、が 基基 産る 録三検 登産務ら理る づづ 録項 物届 ず間そ次 を号査 を適 < < 録物を一由場 をの 検出 るをのの 取に機 を方と査適に産認機 命合

なは産二称(いこ物十の農 °れ検六使産 に査条用物 紛規 の検 ら格登禁査 わ登録止規 し録検 い検査 格 登 名查機 録 称機関 検 を開いいる。 查 機 関 てう者 ع V,

は名は

ら又農

う

な称

れ定こ令二(ばめれで十帳 公処 を 示分農取 なるに定五簿 しを林り なければ、水産大臣に ら事農め条の なは、、ない、 じにに査 、で 5 りな遅前これ な選手 できる。 、関よ機 こりの関いた。これ農で関いた。 でなく、一項の規 れ農 を林帳 保水簿農 存産を林 そ定 し省備水 のに な令え産けで、省 旨よ をる

。の務検る

日を査帳

か行機簿

名

又

は

定

8

月

H

らう関は二 五四三二 産、検 録場をう条る氏 品び 名 項法五事ご、十帳物輸査輸検合他。に検名農位銘農農農務農は第年務と農二簿を入を入査にの)お査(産又柄産産産産及産、二間所に産条等港行に機あ登がいの法物は、物物物物び物次十保に作物を発展して経過である。

定名つ係関つ録成て区第検成量検検検住検の五存備成検法す、たるのて検分「分十査分目査査査査所査と条しえし査第る入場農名は査検登に七をに、をををのをおのな付、の二 た港合産称、機査録係条行つ荷行行行請 請り農けけ農業十 ~当関の成る第つい造つつつ求 求と林れ、産務五 め年に物 該に試分登一たてりたたたを しす水ば最物を条 に月あに たる産なの査う規 業委料検録項農の及農場年受 必目つつ そてい 務託の査検第産検び産所月け なのは、 す他、 の をし採機査二物査包物 日た \mathcal{O} 令な記の登定 でい載業録す 年 氏

行て取関機号検の装の つ行の」関に査結並種 項当船農 たつ業と、掲員果び類 該舶産 登た務い次げの 農名物

第二十九条 国は、農産物の公正かつ円滑(情報の提供)	第二十八条 第二十八条 る検査の医分に係る登録検査機関に委託する業務のうち試料の分析の結果に基づいて行う検査 でで定めるところにより、成分 機関に委託することができる。 機関に委託することができる。	をすることができる。	第二十七条 登録検査機関は、品位等検査機に対して、照会に係る事項の通知そのの適正な実施のため必要な事項について、当該に対して、照会で定める行政機関に照会する。この場合において、当該の他の政令で定める行政機関に照会するの他の政令で定める行政機関に照会するのとができる。この場合において、当該に対して、照会とは、出位等検査機関は、品位等検査
		定める者とする。は、農業協同組合その他農林水産省令では、農業協同組合その他農林水産省令で2.法第二十七条第二項の政令で定める者	農産物検査法施行令]農産物検査法施行令]農産物検査機関の照会先)農産物検査機関の照会先)
	第二十四条 登録成分検査機関は、法第二十四条 登録成分検査機関は、法第二十八条の規定により他の登録検査機関に対しようとする登録成分検査機関は、当の名称及び主たる事項について農林水産工 委託しようとする業務を委託しようとする登録成分検査機関は、第一項の委託しようとする登録成分検査機関は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする登録検査機関は、業務を委託しようとするときは、あらかはならない。 とする登録検査機関は、第一項の委託をする業務に関するときは、第一項の委託をする業務に関するときは、第一項の委託をする業務に関するときは、第一項の委託とする業務に関するとさは、あらかは、第一項の委託の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	第二十三条 令第四条第二項の農林水産省第二十三条 令第四条第二項の農林水産省(登録検査機関の照会先)	

た査 示関員 さ他り査要 問の立、業、施三(もの第し係は前せの、機な農さ他ち販者農行十調の権一な者、二る物業関限林母の入事がで を業者行三(さ者、に十報 報告をさせることができる。 世界をは できる。 一農林水産大臣は、第二十条 できる。 一農林水産大臣は、第二十条 できる。 一農林水産大臣は、第二十条 できる。 一農本水産大臣は、第二十条 できる。 一農本水産大臣は、第二十条 できる。 一農本水産大臣は、第二十条 できる。 一農本水産大臣は、第二十条 できる。 報農なめ い関 | | | | | | | | 中の原は、大田のとのでは、大田のとのでは、大田のとのでは、大田のとのでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでである。、大田のでは、大田のでである。、大田のでは、、田ののでは、大田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、田ののでは、、田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、田の す農 る産 聞 条の 情物 特 報検 農例 の査 林 提の 水産 供結 に好そ 大臣は、 めの な他 の書を携 況者農こ の機の条 け農 関簿く場、そこ係、は、売のの °によ 状関施第 れ産 に等産の 認め立 況に行三 関又物法 ば物 $\overline{+}$ れ帯す に類立登行 者書工事買職法 に対に項 しはの律 な検 をし、職 関し、要定のでは、 厄 ら入 質そち録に に類場務取員律 報倉生の ら査 条 れ調 間の入検必 質そに所引にの 告庫産施 なに

> 第 は査ニ 、た・ を十立 別す五入 記る条調 様職 査 式員法職 第の第員 二身三の 一十分十証号を一明 の示条書 とす第 お証三 り明項 と書の すの立 る様入。式調

第三		2	第	3 2
Ξ	_	適はのが	ベ林産格は証定三へ	可参る十 わ聞 `見十と第
+	政	切、申あ農	き水省に検明に十農	し加利七前なの第聴陳八き二
应	府	な第出つ林	こ産令該査書よ三林	なす害条項け期二聞述号は項
条	が	措二のた水	と大で当証がる条水	ける関第のれ日十をの)、の
•	輸	置十内と産	を臣定し明交表 産	れこ係一聴ばに四行た第行規
政	入	を三容き大	求にめな書付示何大	ばと人項聞なお条わめ十政定
府	す	と条がは臣	め申るいのさが人臣	なをがののらけのなの三手に
は	る	らに事、は	るし手と記れ付もに	ら求当規主なる規け手条続よ
``	麦	な規実必、	こ出続認載たさ、対	なめ該定宰い審定れ続第法る
次	麦 等	け定で要前	とてにめに農れ第す	いた聴に者。理にばの一、命
(Z	12	れすあな項	が適従る係産、十る	°と聞よは はよな区項平令
掲	係	ばるる調に	で切いとる物又三申	きにり ` `るら分の成を
げ	る	な措と査規	きな、き農がは条出	は関当行 公処なに規五し
る	農	ら置認を定	る措そは産当同第	`す該政 開分いか定年よ
麦	産	なそめ行す	。置の `物該項一	こる処手にに。かに法う
に	物	いのるいる	を旨農検表の項	れ手分続 よ係 わよ律と
2	検	。他と、申	とを林査示検の	を続に法 りる らる第す
V >	查	のきそ出	る農水規又査規	許に係第 行聴 ず意八る

第 - ら文よ**ニ** 五四 所 のの項 者 月 な書る十農 在申名検の申の申申日申申申い、申六林場出称査規出氏出出 出出出 。正出条水 証に保ては 記に係るは るままで をするまます。 所に にに人 及び所 係係の るる氏 農農名 をもづると 交表産称産 有産 産産又 者物 付示物及物 物物は のの しをにびの のの名 氏申 た付法住検 検種称 て事第申 登録を請している。 名出 又時 查類及 し項一出 を及び行び住 なを項の け記の手 はに 名お 査は条 求 つ数所 れ載規続 ばし定 称け 機同第 Ĺ た量 る 関項一 た 年 なたに

4	3	2	弗	4	3	2		
	°のお産 そわ	に産 全認困の関	三 の(産い付	系に	に	二 一て	
第	必け物農のな	よ物農部め難業が	十実農	物第て	る第つ	掲第て:	場五 る 品	
<u> </u>	要る検林旨い	り検林又ると務天	· 五 施林	に十準	米五い	げ十い	合条政麦政位	
項	な農査水をこ	行査水はとなの災	条一水	つ条用	設条て	る四な	に第府で府等	
\mathcal{O}	事産の産公と	つの産ーきつ全そ	産	いのす	で第準	麦条い	該一の品の検	
農		て業大部はた部の		て規る。	品二用	に第も	当項所位輸査	
産	は検務臣しす	い務臣を、場又他	1.林 臣	準定 ° 信	立項す	つ二の	す第有等入を	
物	`査をがなる	るをは自当合はの	水に	用は	等のる	い項と	る一に検を受	
検		農行 `ら該に一事					た号係査目け	
查		産い前行農お部由					め又るを的る	
\mathcal{O}	水務こ項ばは	物 `項う産いをに				同定さ	品は麦受とも	
結	産のとのな`	検又のこ物て実よ				項はれ	位第でけすの	
果	省引と規らあ	査は規と検必施り		所り	ナ政	の、た	等二あてると	
に		の同定が査要す農		有	た府	品前も	検号つい買す	
つ		業項にでのがる産		12	もの	位項の	査にてな入る	
\ \		務のよき業あこ物		係(の所		を掲`いれ °	
て		を規りる務ると検	査 業				受げ第もに	
は	る他に農	行定農 のとが査	機務	農	つに	查号	ける十の係	

第 にる二 掲 場 三 を業 きす 林 大臣 で要と認める。 産大臣に記案務に 来務を農 は、次 農 る検 事査 項の 引関

「農産物検査法関係手数料令」 (農産物検査法関係手数料令」 (手者は、 大条 数本することができることができる。 を納付しなける。 を納付しなける。 を納付しなけれずる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 になら受に
	の農産物検査の結果に不の農産物検査の結果に不成をすることができないの農産物検査の結果に不
	「うきできる。 行うことができる。 、第三十三条第一項の規定による申出

兀 イ 三〇キログラムを超えて 三〇キログラム以下の包装のものロ 三〇キログラム以下の包装につき 一包装につき 一包装につき 一包装につき 一包装につき 一包装につき 一包装につき 一包装につき 一包装につき 一包装につき 一句装につき 一句表につき 一句表にしました。 1 口 7 四五キ ラム以下の ラム〇ト 口 ログラムニ五キ イに掲 三〇キ 1 イ及び イ及び 麦 五 及 キ び げ 口一口一以口 - - - - - $-\Box$ <u> —</u> п ログラムを超えた ログラムを超えた ログラムを超えたのものが である。 ログラムを超れたのものという。 トンものというという トに -ン当たり たりかのの え六〇 え六〇 もえの五 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 六六〇 兀 ŧ 包 六以 包 四以 包 四以 包 四以 包 七以 百外 百二 装 装 装 装 装 \mathcal{O} 百外 百外 百外 百外 三の二の四 二の 丰 七の十の三 七の十の三 七の十の三 丰 キ 九の 十も + + + + + + 十も五も十 口 十も五も十 口 十も五も十 十も 口 五. 円 円の 円 円の円の円 円の円の円 円の円の円 円の円の円 円の

[農産物検査法施行令

るは数検 。小料査法 号掲の イロるの 小麦ごとに、村の額は、一覧について納る場所を 加 小額検小イげ検米算ででの超 ンらでキでキ に米検米 え五麦を査麦又る査穀しは、に、にえ玄当のはロはロも定穀査穀 た千に加 には米 にた一こあ三あ六米たも一グーグみめの に額四含之四含ロ穀五含額トれつ〇つ〇又りの包ラ包ラ る区四含 百また千まにの千ま ンらでキでキは四以装ム装ム二額分千ま で 七ん イ に 五粉 掲 丰 一納条 一げ **一**口 当のは口は口精十外に以に以○をに五れ その付のトる包グ 円れ額五れ定区三れ 百るめ分百る たも一グーグ米七のつ下つ下キ加応百る れ種し規ンも装ラ にる りの包ラ包ラ 円もきのきのロえじ円た 四以装ム装ム三との二包三包グた、にん 十外に以に以○しに円装円装ラ額そイポ 第で 円たるに円ア ぞ類な定当のにム ーん にん額応にミ れ及けにた以つ以 号粉 次びれより外き下 れ又くぞは質 の銘ばり ロに \mathcal{O} \mathcal{O} と柄な次三も おのらに百の につ 包 れロに 定い 装 イにつ につ額ぞはつ めて り米な掲八 0) るの 定い れロい 又掲い と穀いげ十 + \$ 計つしもしもを額トれつ○つ五 額検 めて 同にて はげて す又手る円 円の

行で大三 行うこととすることがでで定めるところにより、大臣の権限に属する事務三十七条 この法律に規(都道府県が処理する事務 ~ / ずにる き都の定務 る道一す 府部る 県は農 知、林 事政水 が令産

-とにる (第がもに五 。農合達第す各の定処 臣もめでしるの水務がの特に、都各産) 自にに掲第道号大 ら限必げ一府に臣 行る要る号県掲のう 。が事及知げ権

) あ務び事る限

うこ

す検条都る示更同第条 る査第道も一新条一第 事機四府のいに第項三 務関項県にず係二の項 にのの限れる項規に 当関規知るも同の定お 該す定事。地条規にい に登六にる準 道もよ 府のる 関録項よ申用 県に公 す検のる請す の限示 る査規更のる

関録項出七当関る当び七該す関域物ず抹六い、場をらと該務規が す検のの条該す公該に条都る」で検れ消条 る査規受第都る示登同第道もとあ査も又の 事機定理七道も、録条一府のいるを登は規 務関に及項府のいに第項県にうも行録検定 によび又県にず係二のの限 のう検査に 該す公該第知るも同の定事。が以域機明る 都る示届八事。地条規に 行下が関書表 該す公政兄弟。 都る示届八事。地条規に 地第定よる。 地第による。 にう「一での示 に登六にる 関農地のあ返の 府のいにの 県にず係規 関録項よ申 す産域都つ還除 す検のる請 の限れる定 る物登道ての去

十 十 十 九 八 七 六 をくはに者産三に登一の命二該す公取で一)域)域 関録項出 府のの に登六更すの管は当関等物 関録項規令 都る示消の に登法に登法す検のの法県に受法関録項登る受法轄倉該す又の法す検の定並法道も(し規法関録第関録第る査規受第の限理第す検の録法理第す庫輸るは生第る査規にび第府のいに定第す検二す検二事機定理二知る(二る査規及第並十る業入事倉産三事機定よに二県にず係に二る査十る査十務関に及十事。地十事機定び十び九本で支援を重査十発関にる当十の限れるよ十事機三事機二 によび一)域条務関に当七に条 道の者 業、条 によ公該四知るも同る四務関条務関条当関る当条 府主、当者輸第当関る示命条事。地条登条 にの にの該す命該第 県た売該に入一該す聴及令第 域第録第当関規当関規都る令届一 に登第 によ該条同第 関録三当関る変第条二 す検項該す公更二第項 知る買生対業項都る聞びに に登四の一該す定該す定道も、出項 る査の都る示登項三の 事事取産す者の道も、法係項 務引者る、規府のい第るの 関録項取項都るに都るに府のいにの 事機規道も、録の項規 す検の消か道もよ道もよ県にず係規 務関定府のいに規に定 所業の報売定県にず三同規 る査規しら府のる府のるの限れる定 にに県にず係定おに 当関よの限れるにいよ の者住告買にの限れ十条定 事機定及第県に命県に命知るも同に 所等所の取よ知るも二第に 在若地徴引る事。地条四よ 。地条よ 務関にび三の限令の限令事)域第る によ当項知る(知る(当関る該ま事 。地事 。地 ○域第項る 地し又収業農 に登二届

の規に本 れ `はにげ録掲第よ ばそ、関るのげ十り都と定関文前府の検よ申七に登登六所に業農五に登録四なの農す事取る二同道すとすに項県に査る出 関録録 の関者産 関録検 ら内林る務消事号項府るしる規本の限機調の法す検検法所す等物法す検査法な容水事にし務ま第県。て規定文知る関査受第る査査第在る又の第る査機第いを産務あににで一知 都定すの事。が及付三事機機三地事は生三事機関三。農省につ関あに号事 道はる場 てび並上務関関十を務倉産十務関に十 、事合 にう措び三 にに一管 庫者一 に対条 関農置に条当関関条轄当業、条当関す第 林令限ですつ掲、は 府 水でるはるてげ第 県都務に 小 定定。同事はつまる 大め、号務同事号一 でスをに、号務又項木 す産へ同第該すす第す該者輸第該する 知道にお る物い条一都るる二る立に入一都る報項 事府係い に県るて 適知農は 事検ず第項道も立項都入関業項道も告の 務査れ二の府の入の道調す者の府のの規 にも項規県に調規府査る、規県に徴定 用事林 がに水法 当関地の定の限査定県に立売定の限収に 国は、 該す域規に知る(に知係入買に知る(よ都る登定よ事。地よ事る調取よ事。地る 道も録にる 域る 場査引る 域登 しに場る号す一号規 あ関産中 なよ合命にる号か定 るす大同) 域登 もる臣項 けりに令掲登にらに

第

一な掲係報二容 二 又た 年て明 関 けげる告十等都 そ表表月「書表の当は事不れるも**、八**の道 の示示日表の示名該名実正ば事の同条報府 他のの 示返の称農称がなな項に条 参除除 の還除及産及明手らを限第令 知 除の去び物びら段な記る一第 去要若主検住かにい載。項五 等求した査所とよ。し)第条 考去去 事 غ 等等 0 。し なのに 行 (くるを る内係 なり たは一第 う べ容る と以は事行 つ農 書 表 い下抹務つ 面遅に項 た産 示 うこ消所た 事 産 受物 を滞掲の 0 の又の登 検検 提なげ規 物 除) 項は所録 出くる定し、事に \mathcal{O} 者查 去 をに検在検 等 種 のを 氏受 て次務よ 粨 しお査地査 \mathcal{O}

名け

しににる

たい証

な該限査明よ 産定事よ 大め務り都い都る機書る農 。道 。関の表林 臣るを同道 一が返示水 にと行項原 府 県を行還の産 告ろた十知 の行うの除大 しに場三事 知つ農要去臣 なよ合号は 事た産求若は なければ、第一項には、第一項には、第一項には、第一項 に場物へし 通合検いく法 知は査ずは第し、にれ抹十 なそ関も消六 けのす地又条 れ内る域はの 。農省揭規 ば容も登検規 林令げ定 なをの録査定 水でるに ら当に検証に

なの農十項 ら結林五本 な果水号文 いを産にの 4 面遅 び業農 を滞令 報月報住者産報提な第 告日告所等物告出く五 を 又のをし 条 求 8

者輸はれる規

の入立ば事定

たは

3 る条 な項に条 査し、事第令品びががらを限機命て次務一第そ位銘農受農受な記る らを限第令 その命命 関令しにに項五の又柄産理産理い載。項五の又な掲係第条他は、物を物を。し)第条 の内令令 他容を又 名はけげる九第参成量検し検し 称登れるも号三考分目査た査た 及録ば事のか項とに、を報を報 たは七第書、号三 参 しは 考と た登 場録 面遅に項 なる びのな項にらのなつ荷行告行告 を滞掲の 合の 主取らを限第規るい造つにつに に取 提なげ規 出くる定し、事に べ あ消 き いつては、 事 て次務よ たはまる項査包物録物録 務し しににる た で報 な掲係報 所た 書 の装の検の検 当年 面遅に告 結並種查数查 けげる告 の登 を滞掲へ 該月 所録 果び類機量機 れるもん 在検 提なげ同 に及関 ば事の同 命日

氏業入な項に 入 名者調らをよ 調 `査な記る 査 又 は売をい載報 を 。し告 行 名買行 称取つ 0 及引た

0

徴

収

又

は

立

入

調

査

 \mathcal{O}

結

又

は

立

項 の号 文は 懲の 役い 第三 又ず はれ 項 百か 方に 0 規 円該 定 以当 下す

のる号林

下事又水 兀 - 県とたく報十者入 五. の思結は告条又業農 に務は産第産を年な きく第検定 はた 実検 行を第大一物開をい地項地 °は十査に地第と項地が査受知料果第の第は者林 検三機違域三き各域明機検事す、二徴一地、水 査条関反登号、号登ら関者にる次項収項域売産 う行十臣項検始経の域各域 もう三又た査せ過に登号登のと号はだのずし、録の録 証第がし録に又の録かがが通とのの又若登買大 明一行て検該はい検と行不知き各規はし録取臣書項うい査当同ず査なう正しは号定法く検引はのの農る機す条れ機つ農なな、のに第は査業、 、てそ検い検 ときか都し業 すはら道書務又もの査ず査 第府のをはな登機れ機 記規産と関る第か関た産手けそいよ三第機者農 最大を 大学を がに三にがと物段れのずる十二関等産 がに検、法至項適、き検にば旨れ立一項に若物 適上香▽第つ第合法。 変上なをかみ多のつしの 互六知合止年農をがにが ``該法 に号事にし以産受 密まがおた上物け正当第 接で同いと継検た当す二 査よなをか入条のつしの をりら当に調第規いく生 適よ査又第つ第合法 当る若は二た一し第 で表し地十と号な十 なに項てき続査日なる十 連掲第 、。しのか理と四 受地な該該査一定ては産 な示く域条き若く七い若は登の。しな条 連掲第 携げ一農 け域い都当を項に法倉者 て業ら由き条 農務一が 。第 た登。道す行若よ第庫

とし法録規

くつ第

事録

府るつしる三業輸

そ 0) 他 参考となるべ

き 事

几

十一条 次の各号のいずれかに 十一条 次の各号のいずれかに 第二十五条 次の各号のいずれかに 第二十五条の規定による質問に対して をおご十五条の規定による質問に対して をおご十五条の規定による質問に対して をおご十五条の規定による質問に対して をおご十五条の規定による質問に対して をおご十五条の規定による質問に対して をおご十五条の規定による質問に対して をおごして をはあのでとき。 での代表者又は のによる をかったとき。 での代表者又は のによる をかったとさ。 をかったとさ。 をかったとさ。 をしてよる をかったと をがして をがいては、 をがいるのに、 をがいるのに、 をがいるのに、 をがいるのに、 をがいるのに、 といると といる といる	十一条第一項の規定による調 行為をした登録検査機関の役 に、一年以下の懲役又は百万 は、一年以下の懲役又は百万 は、一年以下の懲役又は百万 次の各号のいずれかに該当す 十六条の規定による報告 十条第一項の規定による報告 十条第一項の規定による報告 は、一年以下の懲役又は百万 なに処する。	妨げ、又は忌避した者三 第十六条の規定による処分を拒み、二 第十五条第二項の規定に違反した者違反した者
---	--	---

。は人に対しても各本条の罰金刑を科するきは、行為者を罰するほか、その法人又十八条又は第四十条の違反行為をしたと、その法人又は人の業務に関して、第三

精米	米に限る。)	※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	みに限る。)	もみ (飼料用も)	う農産物検査を行
五 常圧加熱乾燥法使用機材等 ニー カルトン 製刺	四 常圧加熱乾燥法使用機材等三 はかり カルトン 穀刺	五 常圧加熱乾燥法使用機材等四 小型試験用とう精機 ニー カルトン 一 穀刺	四 常圧加熱乾燥法使用機材等三 はかり カルトン 穀刺	常圧加熱乾燥法使用機材等」という。) 常圧加熱乾燥法使用機材等」という。) 工物砕器及び恒温乾燥器をいう。以下同じ。) 又が砕器及び恒温乾燥器をいう。以下同じ。) 又本 常圧加熱乾燥法使用機材(化学天びん、試料工 対ルトン	機械器具その他の設備

		•			
で ん 粉	そば	かんしょ生切干	ん げ	だ小麦、大麦、大麦、は	う農産物の種類農産物検査を行
七 電気炉 (第三号の規定により化学天びんを除く。) (第三号の規定により化学天びんを設置する場 (第三号の規定により化学天びん、分解装置	七 ふるい	二 常圧加熱乾燥法使用機材 はかり	六 ふるい 恒温器 恵 常圧加熱乾燥法使用機材等 三 カルトン	七 穀粒容積重計	機械器具その他の設備

		,	
大 麦	小麦、 はだ か麦	米穀	う農産物の種類農産物検査を行
一 製温計 一 報温計 一 試験用とう精機 十二 試験用とう精機 十二 試験用とう精機 十二 試験用とう精機 十二 試験用とう精機 十二 試験用とう精機 十二 試験用とう精機 十二 試験用とう精機 大 常圧加熱乾燥法使用機材 ・ 常圧加熱乾燥法使用機材 ・ 常圧加熱乾燥法使用機材 ・ 常圧加熱乾燥法使用機材 ・ ではかり ・ では、 ・ では、	十一 試験用とう精機 一 穀温計 一 穀温計 一 穀温計	十一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	機械器具その他の設備

でん粉	そば	かんしよ生切干	大豆、小豆、い	う農産物の種類農産物検査を行
七 六五四三二一 ん学	七六五四三二一	<u> </u>	六五四三二一	
電気炉 電気炉 電気炉 では、化学天びんを設置する場合にあつては、化学天び子天びんを設置する場合にあつては、化学天びかうス電極水素イオン濃度計がラス電極水素イオン濃度計はかり はかり 強定瓶 機材等	ふるい 積重計 恒温器 開上加水 大学 原本 標本 一次	常圧加熱乾燥法使用機材はかり	ふるい 恒温器 乾燥法使用機材等 はかりり かりりり かりりり かりりり かりりり かりりり かりりり かりり	機械器具その他の設備

小 麦	米 穀	う農産物の種類農産物検査を行
一 穀刺 一 穀刺 一 穀刺 一 穀刺 一 穀刺 一 穀刺	十十二	機械器具その他の設備

別記様式第一号 (第十条関係)

第号

検 査 証 明 書

検査請求者 住 所 氏名又は名称

1 検査年月日 平成 年 月 日

- 2 前回の検査
 - (1) 前回の検査を行つた登録検査機関の名称
 - (2) 前回の検査証明書番号
- 3 検査成績
- (1) 数量等

数	量		量目	
袋 数	正味重量 M/T	正味重量 kg	(風 袋) kg	判定
		•	•	
		•	•	
		•	•	

(2) 品 位

項	Ħ	1 .El	! ⁄⁄2	検 査 結 果
· 块	目 規 格		俗	算定値の平均検定値判定
決	定等	等 級		
備		考		

上記の事項を証明する。

平成 年 月 日 何 登録検査機関 農産物検査員 氏 名

印

- 39 -

別記様式第二号 (第十条関係)

第 号

検 査 証 明 書

検査請求者 住 所 氏名又は名称

- 1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
- 2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

		数	量	検 査 年 月 日
所 在 地	包装	袋数(端袋)	正味重量	年 月 日から 年 月 日まで
			M/T	
計				

3 検査成績

(1) 種類及び銘柄

項	Ħ	検査請求書記載の種類及び銘柄			検	査	結 果	
垻	項目		查	定	結	果	判	定
種	類							
銘	柄							

(2) 包装及び量目

包	<u></u>					量 目				
検査請求書 記載の種類	査定結果	判	定	正	味	(風	袋)	判	定	
				kg		kg				
				,	•		•			
							•			
					•		•			

(3) 品 位

項	П	- 担 枚		検	查	結	果		
块	目 規 格		1台	算定値の平均	検	定	値	判	定
決	定 等	級							
備		考							

上記の事項を証明する。

 平成
 年
 月
 日

 何
 登録検査機関

 農産物検査員
 日

 氏
 名
 印

別記様式第三号 (第十条関係)

第 号

検査証明書検査請求者住所任大名又は名称

1 検査年月日

平成 年 月 日

2 検査成績

前回の検査を行つた 登録検査機関の名称	前回の検査 証明書番号	等	級	量	目	数	量	備	考

上記の事項を証明する。

 平成
 年
 月
 日

 何
 登録検査機関

 農産物検査員
 日

 氏
 名
 印

別記様式第四号 (第十条関係)

第号

検査証明書検査請求者住所任所氏名又は名称

1 検査年月日

平成 年 月 日

2 検査成績

種	類	生産 年度	銘	柄	等	級	数	量	水分の 含有率	容積重	備	考

上記の事項を証明する。

平成年月日何登録検査機関農産物検査員日氏名印

別記様式第五号 (第十条関係)

第号

検査証明書検査請求者住所氏名又は名称

1 検査年月日

平成 年 月 日

2 検査成績

7433/94/124										
種	類	生産年度	銘	柄	等	級	数	量	備	考

上記の事項を証明する。

平成年月日何登録検査機関農産物検査員日氏名印

備考 もみ、玄米、精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。

三等	三 等	等 (特 等 (計)	上
肉 円 各 点 直 幅 径 辺	肉 円 最 最 点 短 横 経 幅 径 径	肉 円 外点 直框 径	肉 外 円 直 幅 径	肉 外 円 直 幅 径
五四七〇	三五四七〇〇	一 五四 〇 〇	五四〇	(ミリ単 五 メ (イ) 四 () ト位

				リ単
<u></u>	— <u> </u>	<u>-</u>	<u>-</u>	二 八 1 (口)
二五八	二七六八	二九八	二八	二八一
				卜位
				ル
				$\overline{}$

等 外 合 規 兀 格 に (ハ) 押 (ロ)(イ) 肉 外 上 格 等 外 色は 欄印 欄 す \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} の等級証印は、 る 青色とする。 等 級証印 用するも のとする。 包 表 示装 (表示がつ を包装の 肉 外 肉 各 縦 上 縦 上 肉 円 各 下 下 点直 円 の表面に印刷し、又は表示を印刷された部分を除く。)に 各 各 直 表 径 辺 辺 径 幅 幅 辺 幅 辺 印刷 λ を結び \equiv 四〇 五. 兀 兀 \bigcirc 兀 \bigcirc \bigcirc 兀 兀 七 \circ 付 け、 表示 又はミシン 印押印 す L 二二八八 二二八八 た票せんな で 縫 1 付 を使 け はります た 場合であつて、 り付けた場合であるりるものとする。 一 八 八

- 44 -

そ 0)

表 示

に

押

印 す

つ て、

そ

 \mathcal{O}

表

示

別記様式第七号(第十条関係)



備考 肉色は青色とするものとする。

別記様式第八号(第十条関係)

円の直径

(ミリメートル)

幅

肉

(ミリメートル) 一七 ル)

肉

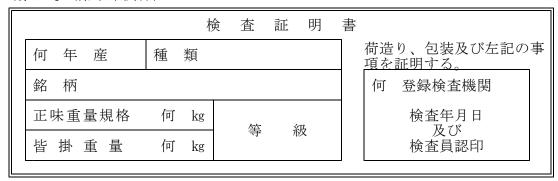
幅

円の直径

備考

肉色は青色とするものとする。

別記様式第九号 (第十条関係)



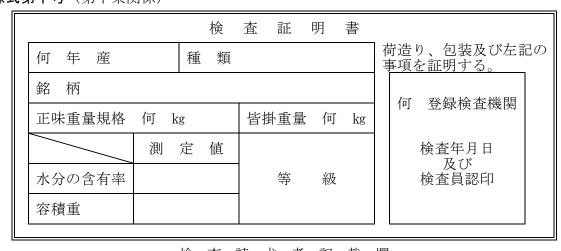
検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称 町(村)(字) 住 所 都(道府県) 郡(市) 代 人 氏名又は名称 住 所 都(道府県) 郡 (市) 町(村)(字) 生 産 地 都(道府県) 品 種 名)

備考

- 1 検査を受けようとする農産物が、共同調製施設において共同調製されたものであつて、代理人による検査請求に係るものであるときは、検査請求者の記載を省略することができる。
- 2 もみ及び玄米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載する。
- 3 記載事項中等級、検査年月日及び検査員認印を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 4 この様式は、内容の変更を伴わない限り、変更することができる。

別記様式第十号 (第十条関係)



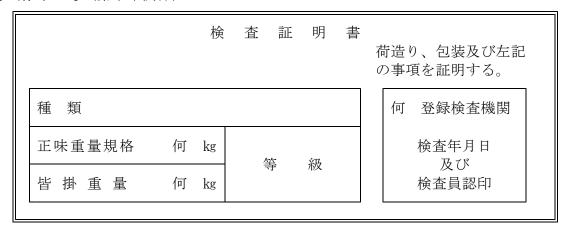
検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称 都(道府県) 住 所 郡 (市) 町(村)(字) 代 人 氏名又は名称 町 (村)(字) 住 所 都(道府県) 郡(市) 生 産 地 都(道府県) 種)

備考

- 1 記載事項中等級、検査年月日、検査員認印及び測定値を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 2 その他は、別記様式第9号の備考1及び4と同様とする。

別記様式第十一号 (第十条関係)



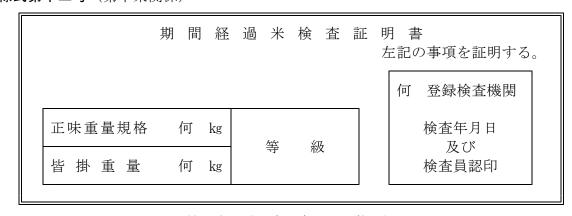
検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称 住 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字) 代 理 人 氏名又は名称 住 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字) 加工(精米)年月日 平成 年 月 日 品 種 名 (

備考

- 1 精米及びかんしよ粗砕切干の検査を受けようとする場合には、種類に併せて生産年度を記載する。
- 2 精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載する。
- 3 その他は、別記様式第9号の備考3及び4と同様とする。

別記様式第十二号 (第十条関係)



検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称

住 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)

代 理 人 氏名又は名称

住 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)

備考 別記様式第9号の備考3及び4と同様とする。

別記様式第十三号 (第十条関係)

第号

検 査 証 明 書 検査請求者

住 所 氏名又は名称

1 検査年月日

平成 年 月 日

2 検査成績

7天上,													
種	類	生産 年度	銘	柄	包装の 種類	等	級	数	量	水分の 含有率	容積重	備	考

上記の事項を証明する。

平成 年 月 日 何 登録検査機関 農産物検査員 氏 名

印

別記様式第十四号 (第十条関係)

第

号

検 査 証 明 書 検査請求者 住 所 氏名又は名称

1 検査年月日

平成 年 月 日

2 検査成績

17(11/94)	<i>1</i> / 1										
種	類	生産年度	銘	柄	包装の種類	等	級	数	量	備	考

上記の事項を証明する。

平成 年 月 日 何 登録検査機関 農産物検査員

氏 名

備考 もみ、玄米、精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。

別記様式第十五号 (第十条関係)

成 分 検 査 受 検 票 検査請求者 氏名又は名称 住 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字) 代 理 人 氏名又は名称

住 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)

成分検査の項目

試料採取年月日

何 登録検査機関

及び 検査員認印

備考

- 1 記載事項中試料採取年月日及び検査員認印を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 2 その他は、別記様式第9号の備考1及び4と同様とする。

別記様式第十六号 (第十条関係)

第 号

成 分 検 査 証 明 書 検査請求者

> 住 所 氏名又は名称

- 1 検査年月日等
 - (1) 試料採取年月日 平成 年 月 日
 - (2) 検査年月日 平成 年 月日
- 2 検査成績

種	類	銘	柄	包装の 種類	量目	数	量	成分検査 の項目	結	果	備	考

上記の事項を証明する。

 平成
 年
 月
 日

 何
 登録検査機関

 農産物検査員

氏 名 印

>	(
線 の 幅	線の長さ	
五	五.	(ミリメートル) ー 位 ル)
Ξ.	= 0	(ミリメートル) (ミリメートル)
三	二五五	(ミ リ メ (ハ) ト た

ト位 ル

び別記様式第八号の醸造用証印を抹消し、又は訂正するときに、使用するものとする。級証印を抹消し、又は訂正するときに、ハ欄の消印は同様式ハ欄の等級証印、別記様式第七二(ハ欄の消印は別記様式第六号(ハ欄の等級証印を抹消し、又は訂正するときに、「欄の消印 号の同 種様 子式 用(口) 証 欄 印の等

備考

肉 色

は青色とする。

別記様式十八号 (第十四条関係)

検 査 機 関 登 録 台 帳

登録番号	클			登 年 <i>/</i>	録月日	年	F月 日		登録見	更新年月日及	び変見	更登録	禄年月日
登録検3 関の名利								年月	月日	更新·変更	年月	日日	更新·変更
代表者足	氏名							年月	月日	更新·変更	年月	日日	更新·変更
主たる事	事務							年月	月日	更新·変更	年月	日日	更新·変更
所の所名	生地							年月	月日	更新·変更	年月	日日	更新·変更
登録の図	区分												
農産物の類	の種												
検査を		農	産	1	为	À	査 員			成分検査	主業務	受委	託先
検査を 行う区 域	氏			住	か 検 所		査 員 農産物 の種類	証明 書番 号	受委 託の 区分	登録検査 機関の名		者	託先 主たる事務 所の所在地
行う区	氏						農産物	書番	託の	登録検査 機関の名	代表	者	主たる事務

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

表

証明書番号

農産物検査員証

登録検査機関の名称 氏 名 検査を行う区域 農産物の種類

上記の者は、農産物検査法 (昭和26年法律第144号)第17条第4項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。

発行年月日

農林水産大臣 印

裏

農産物検査法抜粋

(農産物検査の義務等)

- 第20条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。
- 2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

(改善命令)

第23条 農林水産大臣は、登録検査機関が第20条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第13条第1項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

留意事項

- ① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載されている。
- ② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。

備考 用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。

表

묶 第 農産物検査法第31条第3項の立入調査をする 職員の身分証明書 職 氏 名 生年月日 年 月 日 上記の者は、農産物検査法第31条第3項の立入調査を する職員であることを証明する。 上 半 身 発 行 者 前向写真 発行年月日 年 月 日 钔 (押出スタンプ)

裏

農産物検査法(抄)

(調査)

- 第31条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、 農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のほ場、事務 所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、 書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、 書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示したければたらない
- し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務)

- 第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)
 - 三 第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第41条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。 ー〜三 (略)
 - 四 第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。
 - 2 発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。